

船舶事故調査報告書

令和5年8月2日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和4年11月9日 08時45分ごろ
発生場所	千葉県勝浦市八幡岬 ^{はちまん} 東北東方沖 勝浦灯台から真方位083° 5.3海里（M）付近 （概位 北緯35° 08.8′ 東経140° 25.4′）
事故の概要	貨物船第一明隆丸 ^{めいりゅう} は、北東進中、また、プレジャーボートジャンプライズ IIは、漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和4年11月17日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 第一明隆丸、499トン 142254、株式会社三晴マリン、個人所有 B プレジャーボート JUMPRIZE II、9.1トン 232-45373千葉、株式会社ジャンプライズ
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級（航海） B 船長B、一級小型・特定
負傷者	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A バルバスバウに擦過傷 B 船尾部右舷側外板に破口、船尾スラストに破損、フライングブリッジの風防に割損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 4～5、視界 良好 海象：波向 北東、波高 約0.5～1.0m
事故の経過	A船は、船長Aほか4人が乗り組み、菜種粕 ^{かす} 約1,200tを積載し、船長Aが単独で船橋当直につき、約12～13ノットの対地速力で勝浦市南方沖を北東進していた。 船長Aは、八幡岬東方沖を航行中、右舷船首方6～7M付近に北西進する約15隻の漁船群をレーダーで認め、何隻かの映像をプロットしたところ、各漁船とも速力が異なり、漁船群の前路を通過することができないと思い、同群の各船の間を通過することとした。 船長Aは、漁船群の各船の映像を一つ一つプロットし、それぞれの最接近距離を確認しようとレーダーの操作に意識を向けていたところ、前路で漂流しているB船に気付かずに北東進を続け、A船とB船とが衝突したものの、そのことに気付かなかった。 A船は、漁船群を避航した後、千葉県いすみ市東方沖を航行中、海上保安庁からB船との衝突について連絡を受け、同庁からの指示で勝浦市沖に引き返し、A船の船首部に衝突痕があることが海上保安官に

	<p>より確認された。</p> <p>船長Aは、B船の映像がレーダーに映っていたかもしれないが、漁船群の映像の方に意識が向いていたので、B船の映像には気付かなかったと本事故後に思った。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、いすみ市所在のマリーナを出航し、場所を変えながら釣りを行った後、八幡岬東北東方沖の真潮根付^{ましお}近で主機を停止し、船首を東南東方に向けて漂泊した。</p> <p>船長Bは、後部甲板で釣りを始めたところ、釣竿に当たりがあり、魚の引きに合わせて、キャビン左舷側の通路に移動した。</p> <p>船長Bは、ふだん、周囲を確認できる前部甲板又は後部甲板で釣りをを行うようにしていたが、キャビン左舷側の通路に移動して釣りを続けたことで、キャビンの死角となって右舷船尾方から接近するA船に気付かなかった。</p> <p>船長Bは、他船の機関音を聞いて右舷方を確認したところ、右舷船尾方100m付近に接近してくるA船を認め、急いでキャビン内に移動し、主機を始動して前進を試みたものの間に合わず、B船の船尾部とA船の船首部とが衝突した。</p> <p>船長Bは、拡声器でA船に停船を求めたものの、A船が航行を続けたので、本事故の発生を118番通報し、自力で航行して出航地のマリーナに戻り、病院で受診したところ、両下肢打撲血腫等と診断された。</p>
<p>分析</p>	<p>A船は、北東進中、船長Aが、右舷船首方6～7M付近を北西進する漁船群の中を通過しようと、レーダーで同群の各船の映像をプロットする操作に意識を向けて航行を続けたことから、前路で漂泊しているB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、漂泊中、船長Bが、後部甲板からキャビン左舷側の通路に移動して釣りを続けていたことから、右舷船尾方が死角となって接近するA船に気付かず、100m付近に接近してくるA船を認め、急いでキャビン内に移動し、主機を始動して前進を試みたものの間に合わず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船が北東進中、B船が漂泊中、船長Aが、右舷船首方6～7M付近を北西進する漁船群の中を通過しようと、レーダーで同群の各船の映像をプロットする操作に意識を向けて航行を続けたため、B船に気付かず、また、船長Bが、後部甲板からキャビン左舷側の通路に移動して釣りを続けていたため、A船に気付くのが遅れ、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船橋当直者は、一つの作業に意識を向けず、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 小型船舶の船長は、漂泊して釣りをを行う場合、できる限り周囲を見渡せる位置で釣りをを行い、構造物等により死角が生じる場合は、時々位置を移動して周囲を確認すること。・ 船舶所有者は、法令により設置が求められていない小型船舶であっても、容易に他船の位置を把握し、又は自船の位置を知らせることができる簡易型AISを設置することが望ましい。 |
|--|--|